

<暗号資産>

【関連条項】第4条

第4条-Q1 資金決済法上の暗号資産のレバレッジ比率規制上の取扱いを教えてください。(令和4年10月19日追加)

(A)

自己資本比率告示 Q&A 第5条-Q14 を参照してください。具体的には、暗号資産は、自己資本比率告示上は無形固定資産（第5条2項1号イ他）に準じる取扱いとして、当分の間、普通株式等 T i e r 1 資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目として、自己資本比率計算の分子から控除（自己資本控除）します。

ただし、最終指定親会社については、当分の間、なお従前の例によります。